

# 介護保険制度の申請から認定・サービス利用の流れ

三次市高齢者福祉課 介護保険係  
電話 0824-62-6387



## 《 申請 窓 口 》

- 三次市高齢者福祉課介護保険係
- 君田支所 ●布野支所 ●作木支所 ●吉舎支所 ●三良坂支所 ●三和支所 ●甲奴支所

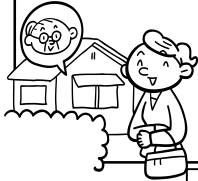
◆申請に必要なもの 申請書(窓口にあります)  
(65歳以上の方) (64歳以下の方)  
介護保険証

- マイナ保険証を保持している方  
①～③のいずれかの方法  
①「医療保険の資格情報画面」を提示  
②「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」等を提示  
③現行の健康保険証が利用可能な期間【令和6年12月2日～令和7年12月1日】においては、申請時点において有効な健康保険証を提示  
マイナ保険証を保持していない方  
・③または「資格確認書」を提示

調査・意見書

◆要介護等認定の申請は本人又は家族  
※以下に申請依頼することもできます

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業所
- ・介護保険施設等



## 《 認 定 調 査 》

## 《 主 治 医 意 見 書 》

調査員が、心身の状況等74項目について調査のため自宅等に訪問します

審査

市が、かかりつけ医師に傷病や心身状況、介護に関する意見を求めます

《 コンピューターによる一次判定をします 》

《 専門家による介護認定審査会で審査判定します 》

通知

原則として申請から約30日で結果を通知します  
※認定調査の実施や主治医意見書の作成時期により30日以上かかる場合があります

通知



## 《 認 定 》

認定結果通知書と新しい介護保険証・負担割合証が届きます  
新規・変更の場合は申請日にさかのぼり認定されます  
更新の場合は、現在の認定が切れる翌日からになります

「要支援1・2」  
と認定された方

介護予防  
サービス

介護予防・生活支援  
サービス(総合事業)

「要介護1～5」  
と認定された方

居宅介護希望

施設入所希望

## 《 非 該 当 》

非該当(自立)の方は介護保険サービスは受けられません

非該当の方が受けられるサービス  
一般介護予防事業

※認定のある方も状態により受けられます

契約

契約

申込

地域包括支援センター もしくは一部の居宅介護支援事業所と契約します(サービス計画の作成)

居宅介護支援事業所等と契約します(サービス計画の作成)

入所を希望する施設に直接申し込みをします

利用

利用

入所

在宅等でサービスを利用します

施設へ入所しサービスを利用します

- サービスの利用料は、費用のうち1割～3割のいずれかを負担していただきます。
- 食事代や部屋代(居住費)は全額自己負担になりますが、各種減免制度がありますので、ケアマネジャーや事業所にお問い合わせください。

# 介護保険等で利用できるサービス

(認定を受けたら利用できるサービス)



## 居宅(在宅)サービス

(地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所がサービス計画を立てます。)

### 自宅で受けるサービス

- ・訪問介護〔ホームヘルプ〕
  - ・(介護予防)訪問リハビリテーション
  - ・(介護予防)訪問入浴介護
  - ・(介護予防)訪問看護
  - ・(介護予防)居宅療養管理指導
  - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ★
- ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要支援認定を受けている人はご利用になれません。

### 施設に短期間宿泊するサービス

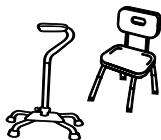
- ・(介護予防)短期入所生活介護〔ショートステイ〕
- ・(介護予防)短期入所療養介護〔 " " 〕

### 日帰りで施設に通うサービス

- ・通所介護〔デイサービス〕
- ・(介護予防)通所リハビリテーション〔デイケア〕
- ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ★

### 在宅環境を整えるサービス

- ・(介護予防)福祉用具貸与 ※1
- ・特定(介護予防)福祉用具販売 ※1
- ・(介護予防)住宅改修 ※2



※1 支援・介護状態によって給付対象とならないものがあります。また、福祉用具の購入は、指定を受けた事業所で購入しないと保険給付の対象とはなりません。(年間(4月～翌年3月)10万円が限度額)

※2 住宅改修を行う場合は、事前申請をし、市が確認したのちの改修が対象となります。(同じ住宅で対象者1人につき20万円が限度額)



## 居宅(在宅)サービス

(それぞれの事業所がサービス計画を立てます。)

### 有料老人ホームやグループホームに住み替えるサービス

- ・(介護予防)特定施設入居者生活介護(有料老人ホームなど)
  - ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ★
- ※グループホームは要支援1の方はご利用になれません。

### さまざまなサービスを組み合わせて利用するサービス

- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ★
- ・看護小規模多機能型居宅介護 ★

### 施設サービス

(それぞれの施設がサービス計画を立てます。)

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ★
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

※施設サービスは要支援1・2の方はご利用になれません。

### 【総合事業】

#### 介護予防・生活支援サービス事業

(地域包括支援センターがサービス計画を立てます。)

- 指定事業者による
  - ・訪問型サービス(ホームヘルプ)
  - ・通所型サービス(デイサービス)
- 住民主体による
  - ・訪問型サービス(生活サポート事業)
  - ・通所型サービス

※要介護の方はご利用になれません



★地域密着型サービス(原則として三次市民の方のみが利用できます。)

要介護状態区分と1か月の支給限度額							
介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円



～問い合わせ先～

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号  
 三次市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係  
 電話 0824-62-6387 FAX 0824-62-6285